

香川県立保健医療大学授業料滞納に関する除籍基準

1 目的

この基準は、香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第 18 条第 3 号及び香川県立保健医療大学大学院学則第 20 条において準用する学則第 18 条第 3 号の規定に基づき、授業料（当該授業料を滞納することにより生じた延滞金を含む。以下同じ。）の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない学生の取扱いについて必要な事項を定める。

2 除籍基準日

除籍基準日まで授業料を滞納している学生（以下、「滞納学生」という。）を除籍の対象とする。除籍基準日は、次のとおりとする。

対象となる授業料	除 籍 基 準 日
前 期 分	前期分授業料の属する年度の 2 月末日
後 期 分（下記を除く。）	後期分授業料の属する年度の翌年 8 月末日
卒業又は修了見込年度の 後期分	卒業年の 2 月末日

3 除籍の日

除籍の日は、除籍基準日の翌月に開催する教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が除籍を決定した日とする。

4 督促及び催促

学長は、滞納学生に対して、香川県会計規則第 193 条に基づき、前期分については 5 月 20 日（後期分については 11 月 20 日）までに督促状（第 1 号様式）を送付する。また、滞納学生の保証人及び連帯保証人（以下「（連帯）保証人」という。）に対して、督促状の写しを送付する。

学長は、督促状を送付してもなお納付しない滞納学生及びその（連帯）保証人に対して、別表第 1 に定める時期に催促状（第 2 号様式）を送付する。

5 滞納学生に対する事情調査・納付指導

事務局は、滞納学生を呼び出して事情調査・納付指導（以下、「事情調査等」という。）をするとともに、滞納学生の保証人に対して電話等で事情調査等をする。

事務局は、滞納学生について速やかに所属の学科長又は専攻長に通知するとともに、事情調査等を依頼する。

事務局は、滞納学生に対する事情調査等の状況を記録する。

6 除籍予告

学長は、第4項第3回目（卒業又は修了見込年度の後期授業料については第2回目）の催告をしてもなお納付しない場合、除籍基準日の15日前までに滞納学生及びその（連帯）保証人に対して、除籍予告（第3号様式）を配達証明付内容証明郵便で通知する。

7 除籍の手続

学長は、滞納学生又は除籍基準日に納付する見込みがない学生について、学生委員会で除籍の妥当性を審議させ、教授会又は研究科委員会の議を経て除籍する。

学長は、除籍を決定した後、速やかに当該除籍者に配達証明付内容証明で通知する。

附 則

この内規は、平成23年10月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

(香川県会計規則第70号様式第193条関係)

様

督 促 状			
年 度	年度	納入通知書番号	
会 計 款			
納 付 期 限	年 月 日		
金 額			
納付金の内容			
指定納付期限	年 月 日		
納 付 場 所			
<p>※この督促状は、 年 月 日 現在のものです。 行き違いに納付済 みの場合は、御容赦 ください。</p>	<p>上記のとおり未納になっておりますので、指定納付期限 までに先に送付してあります納入通知書によって納めてく ださい。</p> <p>なお、指定納付期限までに納付されないときは、法令の 規定による措置をとることがあります。</p> <p>また、納入通知書を紛失し、又はき損した場合には、当 課（所）に申し出て再交付を受けてください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">債権管理者 印</p>		
照 会 先	<p>香川県立保健医療大学事務局 香川県高松市牟礼町原 281-1 TEL : 087-870-1212</p>		

第2号様式

年 月 日

学生本人 }
保証人 } 宛
連帯保証人 }

香川県立保健医療大学
学 長 名

授業料の納付について（通知）

さきに督促をいたしました下記学生にかかる 年度 期授業料が、未納
となっておりますので、至急納付いただきますようお願いいたします。

併せて、本学事務局 教務・学生担当（電話 087-870-1212）まで状況報告をお
願いします。

このまま納付されない場合は、本学学則第18条第3号の規定に従い、除籍の
手続きを進めることとなります。

記

- 1 所 属
- 2 学籍番号
- 3 氏 名
- 4 滞 納 額 円（ 年度 期授業料）

この催促状と行き違いに納付済みの場合は、御容赦ください。

【連絡先】

香川県立保健医療大学事務局
TEL : 087-870-1212

別表第1（4関係）

督促及び催促の時期

対象となる授業料	会計規則督促	第1回催促	第2回催促	第3回催促	(参考)除籍予告
前期分	5月中旬	9月中旬	12月中旬	1月中旬	2月上旬
後期分（下記を除く。）	11月中旬	3月中旬	6月中旬	7月中旬	8月上旬
卒業又は修了見込年度の後期分	11月中旬	12月中旬	1月中旬	－	2月上旬

督促及び催促の時期（納付の猶予を受けた者、分納の許可を受けた者）

1～3年生等（下記の者を除く。）	納付期限※	会計規則督促	第1回催促	第2回催促	第3回催促	(参考)除籍予告	
納付の猶予を受けた者	前期分	9月末日	10月中旬	12月中旬	1月中旬	－	2月上旬
	後期分	3月19日	4月上旬	6月中旬	7月中旬	－	8月上旬
分納の許可を受けた者	4月分	4月末日	5月中旬	9月中旬	12月中旬	1月中旬	2月上旬
	5月分	5月末日	6月中旬				
	6月分	6月末日	7月中旬				
	7月分	7月末日	8月中旬				
	8月分	8月末日	9月中旬	12月中旬	1月中旬	－	
	9月分	9月末日	10月中旬				
	10月分	10月末日	11月中旬	3月中旬	6月中旬	7月中旬	8月上旬
	11月分	11月末日	12月中旬				
	12月分	12月末日	1月中旬				
	1月分	1月末日	2月中旬				
	2月分	2月末日	3月中旬				
	3月分	3月19日	4月上旬	6月中旬	7月中旬	－	

卒業又は修了見込年度の者	納付期限※	会計規則督促	第1回催促	第2回催促	第3回催促	(参考)除籍予告	
納付の猶予を受けた者	前期分	9月末日	10月中旬	12月中旬	1月中旬	－	2月上旬
	後期分	12月末日	1月中旬	1月中旬	－	－	
分納の許可を受けた者	4月分	4月末日	5月中旬	9月中旬	12月中旬	1月中旬	2月上旬
	5月分	5月末日	6月中旬				
	6月分	6月末日	7月中旬				
	7月分	7月末日	8月中旬				
	8月分	8月末日	9月中旬	12月中旬	1月中旬	－	
	9月分	9月末日	10月中旬				
	10月分	10月末日	11月中旬	1月中旬	－	－	
	11月分	11月末日	12月中旬				
	12月分	12月末日	1月中旬				
	1月分	12月末日	1月中旬				
	2月分	12月末日	1月中旬				
	3月分	12月末日	1月中旬	－	－	－	

※ 納付期限の日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日を納付期限とする。